(1)　両税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令違反の防止、発見及び調査のために必要な情報を相互に提供する。

(2)　いずれの一方の税関当局も、自己の発意により又は要請に応じ、他方の税関当局の属する国の関税領域において関税法令違反となるおそれがある行動に関して有する情報を当該他方の税関当局に提供する。

(3)　いずれの一方の税関当局も、その有する情報が他方の税関当局の属する国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る深刻な関税法令違反に関連すると考える場合において、必要と認めるときは、自己の発意により、当該他方の税関当局に当該情報を遅滞なく提供する。

第四条

被要請当局は、その利用可能な資源の範囲内で、次のものについて、情報を提供し、及び特別な監視を行う。

(a)　要請当局の国の関税領域において関税法令違反を犯したことについて当該要請当局により知られている者又は関税法令違反を犯しているか若しくは犯したことについて当該要請当局により疑われている者（特に当該被要請当局の国の関税領域を出入りする者）

(b)　要請当局の国の関税領域において関税法令違反の実行に使用される疑いがあると当該要請当局により通知された輸送中又は蔵置中の物品

(c)　要請当局の国の関税領域において関税法令違反の実行に使用されているか又は使用されたことについて当該要請当局により疑われている輸送手段

第五条

両税関当局は、権限のある当局の決定に基づきそれぞれの属する国の法令に従って実施される監視付移転について協力し、及び情報を交換することができる。

第六条

(1)　この協定に基づく要請は、英語による書面によって行われる。当該要請には、その要請された支援の実施に有益と考えられる情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、適当な時期に書面によって確認される。

(2)　(1)の規定に従って行う要請には、次の情報を含める。

(a)　要請当局

(b)　当該要請に関連する手続の種類

(c)　当該要請の目的及び理由

(d)　当該要請に関係する者の名前及び住所又はこれらが不明である場合には可能な限り正確かつ包括的な記述

(e)　検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素

(3)　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する事務所の間で直接伝達される。

第七条

(1)　被要請当局は、この協定に基づき要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

(2)　被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、当該要請当局が特別に指定する職員は、関税法令違反であり、又はその疑いのある活動に関する情報であって、当該要請当局がこの協定に基づく支援の要請の目的のために必要なものを得るため、当該被要請当局が定める条件の下で、当該被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

(3)　被要請当局は、要請に基づき支援措置を実施する場合において、要請当局の職員による立会いを適当と認めるときは、自ら定める条件に従い、当該要請当局の職員の参加を招請することができる。

(4)　一方の税関当局の職員は、この協定に従って他方の税関当局の属する国の関税領域に所在するときは、身分及び公的資格を示す証拠をいつでも提示することができるようにしなければならない。

(5)　被要請当局は、要請当局の要請に応じ、かつ、適当と認める場合には、支援の要請に応じて措置をとる時期及び場所を当該要請当局に通報する。

第八条

(1)　この協定に従って入手した情報は、第二条(1)に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、これを提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面によって承認した場合を除くほか、他の機関に伝達されてはならない。当該情報を提供する税関当局は、当該情報を入手した税関当局に対し当該情報の使用及びそれにより得られた結果について通報することを要請することができる。

(2)　(1)の中段の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報を入手した税関当局は、この協定に従って入手した当該情報を自国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、(1)の前段、(3)及び(4)並びに次条に定める条件の下で当該情報を使用することができる。

(3)　各締約国政府は、この協定に従って入手したあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、当該情報を提供する税関当局の属する国の法令に基づく保護と少なくとも同程度の保護を与える。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。被要請当局は、支援の要請に含まれる情報を開示することなく要請された支援を実施することができない場合には、要請当局にその旨を通報するものとし、当該要請当局は、このような状況にもかかわらず当該支援が実施されるべきかどうかを決定する。

(4)　この協定に基づいて個人情報が交換される場合には、それぞれの国の関係法令が認める範囲で次の規定を適用する。

(a)　提供された情報が個人情報を含む場合には、当該個人情報を入手した税関当局は、要請に応じ、当該個人情報を提供した税関当局に対し、当該情報の使用及びそれにより得られた結果について通報する。

(b)　個人情報を提供する税関当局は、提供する情報の正確性、要請の目的のための当該情報の必要性及び要請の目的と当該情報との間の均衡に注意を払う。

(c)　各締約国政府は、自国の法令に従い、いかなる者も、当該者が対象となっている個人情報及び当該個人情報の使用に関する情報であって、当該各締約国政府の税関当局が保有するものの開示を当該各締約国政府の税関当局に対して請求することができるようにすることを確保する。税関当局が当該開示の請求を受けた場合には、当該税関当局は、自国の法令が当該事案において開示の拒否を許容している場合を除くほか、保有している個人情報及び当該個人情報の使用に関する情報を請求者に開示する。

(d)　各締約国政府は、自国の法令に従い、いかなる者も、当該者が対象となっている個人情報の当該各締約国政府の税関当局による不法な使用（当該各締約国政府の税関当局による不正確な個人情報の提供を含む。）によって損害を被った場合には、賠償を請求することができるようにすることを確保する。

(e)　個人情報を提供する税関当局について適用される法令が、提供する個人情報の削除について特定の期限を定めている場合には、当該税関当局は、当該個人情報を入手する税関当局にその旨を通報する。提供された個人情報は、その削除の期限のいかんを問わず、当該個人情報が提供された目的のために必要がなくなった場合には、削除される。

(f)　一方の税関当局は、他方の税関当局から提供された個人情報の許可されていないアクセス、修正及び開示を防止するため必要な措置をとる。

(g)　税関当局は、個人情報の提供及び受領について公式に記録する。

(5)　情報を提供した税関当局は、この協定に従って提供した情報が不正確であると認める場合又は提供すべきものではなかったと認める場合には、当該情報を入手した税関当局に対して、遅滞なくその事実を通報する。その通報を受けた税関当局は、遅滞なく当該情報を訂正し、又は削除する。

(6)　この条の規定は、情報を入手した税関当局が属する国の法令に基づいて義務付けられている限度において、当該情報が使用され、又は開示されることを妨げない。当該税関当局は、可能な限り、当該情報を提供した税関当局に対しその開示について事前に通報する。

第九条

(1)　この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用されてはならない。

(2)　要請当局は、要請に際し捜査の目的について明らかにした場合を除くほか、この協定に従って入手した情報（個人情報を含む。）を捜査の目的に使用してはならない。